

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35～40% 未満	30～35% 未満	25～30% 未満	20～25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	福岡県北九州市	区分	単独・委託（一般社団法人）
キーワード	市民後見人		

各機関における既存の取組を活かした中核機関整備

I. 概 要

1. 自治体概要

人 口	950,182人
面 積	491.095km ²
高齢化率	30.4%
地域包括支援センター	24か所
日常生活自立支援事業利用者数	314人
障害者相談支援事業所	91か所
療育手帳所持者数	11,034人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	8,981人

（2018年度末時点、利用者数は2018年度実績）



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
1,378人	1,015人	263人	83人	17人

（2018年10月末時点）

②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	24件	18件	15件	3件
内 高 齢 者	17件	15件	11件	3件
内 障 害 者	7件	3件	4件	0件

③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
122人	1人	28人	35人

（2018年度末時点）

3. 事例のポイント

▶（一社）北九州成年後見センター「みと」

弁護士を中心として地域の権利擁護支援を担う関係専門職種が参画し、平成18年、北九州成年後見センター「みと」開設。困難事案の法人後見を受任するほか、相談業務も実施。

▶権利擁護・市民後見センター「らいと」

平成12年、市社協に日常生活自立支援事業などの権利擁護事業を行う権利擁護センター「らいと」（平成21年、権利擁護・市民後見センター「らいと」へ改称）開設（市より運営補助あり）。本人と親族の間で紛争性がなく、市民の視点で本人に寄り添った後見活動ができる事案の法人後見を受任するほか、市民後見人の養成・支援を実施。

▶全体で4つの機能を担う地域連携ネットワーク

令和元年、市から委託により新たな機能を付加し、（一社）北九州成年後見センターに中核機関として「北九州市成年後見支援センター」を整備。地域包括支援センター等ともあわせて、権利擁護支援の地域連携ネットワーク全体で、広報、相談、受任調整、後見人支援の4つの機能を担えるようネットワーク構築を検討。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討 アセスメント・	広報・相談、 窓口周知
調整 他制度との連携	相談受付の工夫 受任調整会議
市町村長申立	推薦 後見人候補者
市民後見人養成	相談・支援 親族申立の
法人後見	モニタリング・ バックアップ
活用 補助・保佐の	任意後見制度
任意後見制度	意思決定支援 の設置
取り扱い 個人情報	協議体、合議体
連携 都道府県等との	当事者団体との 連携
不正防止（効果）	家裁との連携 専門職団体との 連携

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2000 (H12) 年	市社協に、権利擁護センター「らいと」(H21、権利擁護・市民後見センターへ改称)を開設 ※2007 (H19) 年から、市民後見人養成事業を実施 Point 2
2006 (H18) 年	(一社) 北九州成年後見センター「みと」開設。法人後見を実施。 Point 1
2019 (R元) 年	北九州市成年後見制度利用促進計画策定。 既存の(一社)北九州成年後見センターに、中核機関を委託。 Point 3



POINT

Point 1

(一社) 北九州成年後見センター「みと」は、平成18年に、北九州市の権利擁護・虐待防止施策の推進を図るため、弁護士を中心として地域の権利擁護支援を担う関係専門職が参画し、開設されました。弁護士、司法書士、社会福祉士、老いを支える北九州家族の会等を構成員とするサポートネットと、市社協で構成されています。①権利侵害を受けている又は受けるおそれがある人の、いわゆる困難事案の法人後見を3人1組で受任するほか、②市民からの成年後見制度に関する相談業務や、③市長申立ての事務相談も受けてきました。

Point 2

平成12年に、市社協において、権利擁護センター「らいと」(H21年、権利擁護・市民後見センター「らいと」へ改称)を開設しました。「らいと」では、①日常生活自立支援事業、②本人と親族の間で紛争性がなく、市民の視点で本人に寄り添った後見活動ができる事案の法人後見の受任、③市民後見人の養成・支援を行っています。市民後見人については選任されない時期が続きましたが、成年後見制度利用促進の流れの中で、令和元年、福岡県初の市民後見人(個人受任)が誕生しました(市社協が後見監督人)。

Point 3

市は、令和元年度に、令和2年度までの北九州市成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。計画では、(1)自己決定権と本人保護の調和、(2)地域連携ネットワークにおける成年被後見人等及び成年後見人等の支援並びにノーマライゼーションの進展を基本的考え方としています。北九州市は、計画の実施が始まった令和元年10月、既存の(一社)北九州成年後見センターに新たな業務を委託する形で、中核機関として位置づけました。

「みと」の3人1組の法人後見とは何ですか？

「みと」では、法律職、福祉職、事務職が3人1組となって法人後見の1事案を担当しています。法的課題解決は法律職、月々の訪問は福祉職、事務書類の作成は事務職が担っており、お互いに補い合うことで後見事務を適切に進めることができます。現在、法人の常勤職員は8名(事務職2名、福祉専門職6名)で、専門職は登録制となっています。こうした体制により、現在、「みと」では150件の法人後見を受任しています。



Ⅲ. 北九州市における体制の特徴について

1. 全体で4つの機能を担う権利擁護支援の地域連携ネットワーク

■中核機関と地域連携ネットワーク

令和元年10月、北九州市は、(一社)北九州成年後見センターに中核機関(「北九州市成年後見支援センター」)を委託しました。4つの機能すべてを中核機関によって満たすのではなく、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会などの専門職団体との連携、地域包括支援センターや市社協をはじめとしたこれまで培ってきた権利擁護システムを活用した地域連携ネットワークの構築により4つの機能を満たすことを目指しています。

また、(一社)北九州成年後見センターは、家裁と顔が見える関係にあったことから、こうしたことも踏まえて、ネットワークの中で司令塔機能を担う中核機関として委託したものです。

■(一社)北九州成年後見センターに付加した機能

中核機関の委託にあたり、市は下記の機能を(一社)北九州成年後見センターに付加しました。

成年後見制度や中核機関についてのPR 成年後見人等の支援 など

①「認知症カフェ」を通じたPR

北九州市では、「認知症カフェ」の「カフェマスター」(介護予防等の講座の修了者)が、認知症家族からの相談に応じています。このカフェマスターや、認知症サポーター等、認知症についての関心が高い関係者に、成年後見制度や中核機関である北九州市成年後見支援センターのことで、広報しています。

②成年後見人等の支援

北九州市成年後見支援センターは、後見人等か

らの相談を受け、関係者間の協議の場の調整をすることとなっています。中核機関を受託している(一社)北九州成年後見センターは長年、困難な法人後見を受任してきており、家裁とも顔の見え関係にあることから、こうした機能が付加されました。

■親族後見人への支援

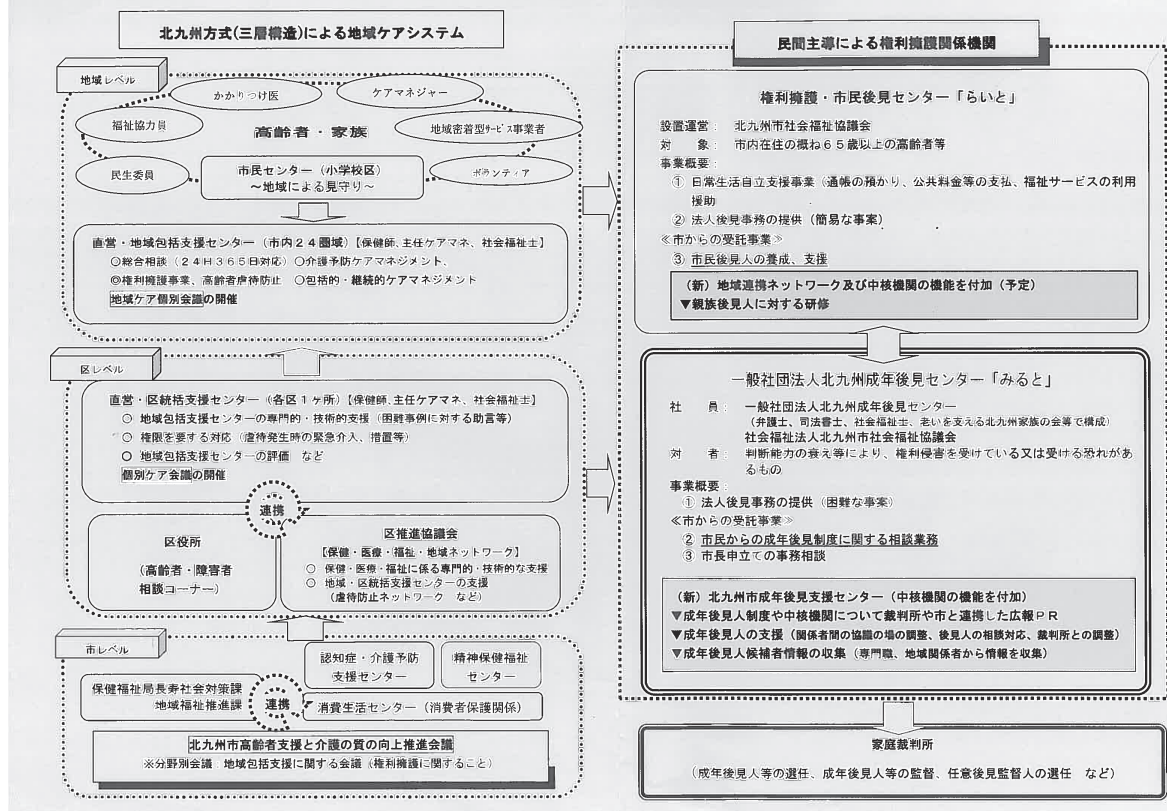
市では、市社協の権利擁護・市民後見センター「らいと」に委託している市民後見人向け研修を親族後見人にも拡大することができないかと検討しており、親族後見人への働きかけは、家裁の協力を得ながら、と考えています。

■中核機関を整備する上での姿勢

中核機関の整備については、「走りながら考える」「考えながら走る」という姿勢で取り組みました。専門職や関係機関と「できることから取り組む」という合意ができたことで、取組を前に進めることができました。

現在、中核機関の業務を受託している(一社)北九州成年後見センターは法人後見を多数受任していることから、専門職の推薦などの受任調整(マッチング)機能の整備には課題が多いと感じています。

北九州市における官民協働の高齢者の権利擁護システム



担当者より

出口(受任調整、後見人支援)が見えないと、入口(広報、相談)には取り組めないという他自治体の声を聞いたことがあります。しかし、成年後見制度そのものが理解されていないという課題の解決は急務です。まずは広報・相談から始めて、地域全体で機能を揃えていけばいい、できるところから始めればいいと思います。



■参考URL 連絡先

北九州市保健福祉局地域福祉部長寿社会対策課
TEL: 093-582-2407

(一社)北九州成年後見センター「みると」
TEL: 093-884-0501
URL: <https://www.miruto.info/>